

日韓の中学校体育科教育に関する研究  
—両国の武道・伝統武芸教育を中心に—

11GP216 江良修平

## 目 次

I. はじめに	1
1. 日本と韓国におけるナショナルカリキュラム	1
2. 日本と韓国のナショナルカリキュラムにおける武道(格技)に関する内容の変遷	1
3. 先行研究	2
4. 研究目的	2
5. 研究方法	2
II. 日韓の教育課程の変遷	3
1. 体育教育課程(武道教育)の変遷	3
(1)1950年代の体育科教育課程	4
(2)1960年代の体育科教育課程	6
(3)1970年代の体育科教育課程	9
(4)1980年代の体育科教育課程	12
(5)1990年代の体育科教育課程	15
(6)2000年代の体育科教育課程	20
III. 考 察	23
IV. まとめ	28

# I. はじめに

## 1. 日本と韓国におけるナショナルカリキュラム

カリキュラムとは、学校の教育目標を達成するために、児童生徒の発達段階や学習能力に応じて、順序だてて編成した教育内容の計画(教育課程)である。つまり学校教育の基盤となるものがカリキュラムであり、国が作成したナショナルカリキュラムを用いる国では、カリキュラムが学校教育の中心基盤である<sup>1)</sup>。

本研究で取り上げる日本と韓国の両国はいずれもナショナルカリキュラムを用いて学校教育が行われている。両国における体育科カリキュラムは異なる基本方針を示しているとみられ、それが体育に位置付けられている武道(韓国では闘技)に関する内容にも影響を及ぼしていることが予測される。

両国は、ほぼ同時期にナショナルカリキュラムが改訂されてきた。最新の改訂は日本の「2008年学習指導要領」と韓国の「2007年改訂教育課程」である。

## 2. 日韓のナショナルカリキュラムにおける武道(格技)に関する内容の変遷

武道(格技)に関する内容を検討する際、これまでの改訂の変遷を見直して整理しなければならない。そこで両国の戦後1945(昭和20)年から現在のカリキュラムまでの武道(闘技)に関する内容の変遷を図1にまとめる。

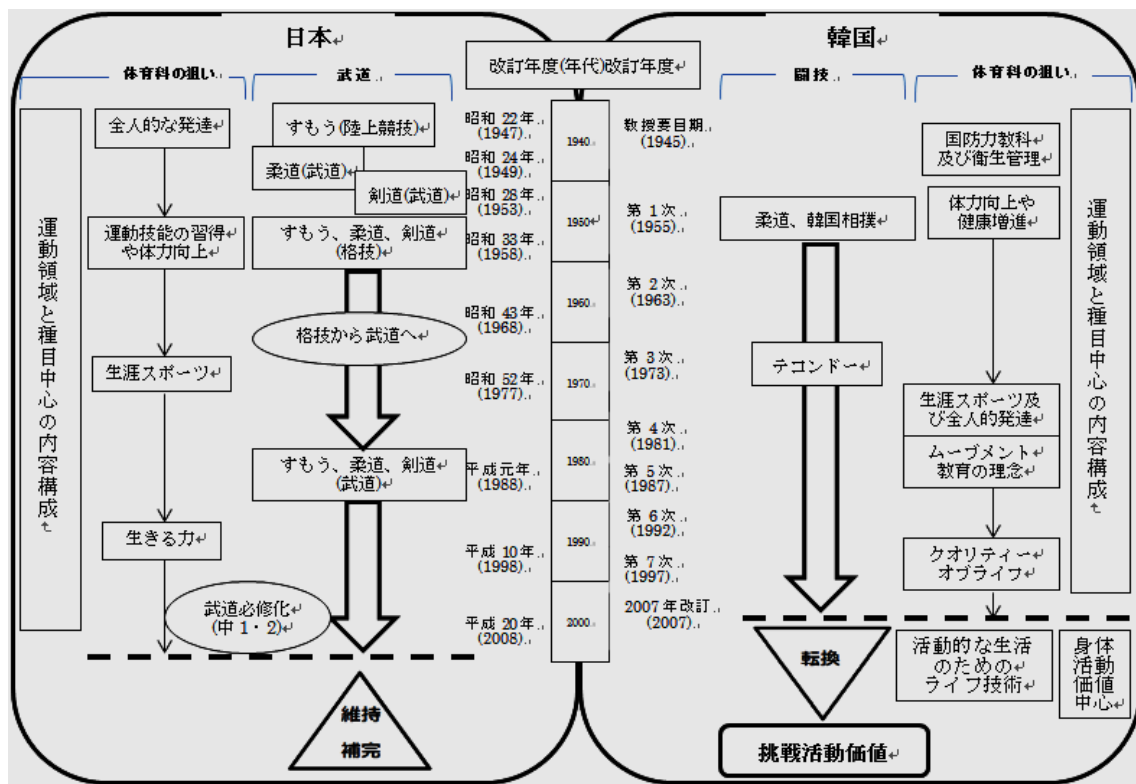


図1 両国の体育科カリキュラムのねらいと武道・闘技の内容の変遷  
(朴・村田、2013、p. 153 を参考に江良が作成)

改訂の時期については、両国共に戦後から大凡 10 年周期で改訂が行われてきたが、韓国では 1981 年(第 4 次改訂)から 1997 年(第 7 次改訂)にかけては、大凡 5 年単位で改訂が行われてきた。そして、韓国の 2007 年改訂教育課程は、1997 年の第 7 次の改訂から 10 年ぶりに改訂されたカリキュラムである。つまり日本韓国両国共に 10 年ぶりに改訂されたカリキュラムと言える。さらに両国では学校における武道、闘技教育が体育科教育の一環として行われている。日本では「すもう、柔道、剣道」が主内容として今まで武道教育が行われてきており、2008 年改訂時には武道が必修化された。一方韓国では、戦後の第 1 次(1955)教育課程に領域名が闘技という名称のもと「柔道、シルム(韓国相撲のこと、以下シルムと表記)」が明記された。第 3 次(1973)教育課程には新たに「テコンドー」が追加され、韓国では主に「柔道、シルム、テコンドー」が主内容として定着し、体育科教育のなかで闘技教育として行われてきた。

2007 年には韓国、2008 年に日本でカリキュラムの改訂が行われたが、「武道教育」や、「伝統武芸」が同じ体育科の中で体育科に位置付けられる意義のとらえ方に相違がみられこの相違は、歴史的変遷および改訂の背景を探ることで明らかにすることができると思われる。

### 3. 先行研究

これまでも体育科カリキュラムの国際比較研究は行われていた。日本と韓国の学校体育の比較研究(團、趙、李、1996)や体育科教育に関する日韓比較研究(山口、2004)、韓日中等学校体育教育課程比較研究(kwon、2007)などがあるがいずれも体育科カリキュラムを中心に行われた研究が多く、武道に関する内容の比較研究は、未だ行われていない。

また、最近の比較研究として日本のナショナルカリキュラムにおけるダンスに関する内容の比較とその改訂の背景(朴、村田、2013)があるが、これは両国のダンスに関する比較研究である。

### 4. 研究目的

日韓のカリキュラムに焦点を当て、異文化を持つ両国の武道教育や伝統武芸教育はどのような教育的価値を担ってきたのか、歴史的背景、変遷を踏まえて明らかにする。

日本と韓国のナショナルカリキュラムである、日本の「学習指導要領」と韓国の「教育課程」を基に武道・伝統武芸に関する内容を比較分析し、その類似点と相違点を明らかにし、今後の武道教育における研究の一助とする。

### 5. 研究方法

本研究では、日本の「学習指導要領」と韓国の「教育課程」の中学校の体育科を対象とし、中でも日本では「武道」の領域、韓国では「闘技」の領域の内容を抽出する。韓国の教育課程は 1955 年から 2007 年までに発表されたものを収集し、考察を行う。

## II. 日韓の教育課程の変遷

### 1. 体育教育課程(武道教育)の変遷の概要

1945(昭和20)年、GHQの指令に基づき、11月6日付で、軍事的色彩の強い教材の削除、「武道」の名称の廃止、武道(剣道、柔道、薙刀、弓道)の授業が中止された。そればかりでなく、教科外の活動(部活動)も中止され、12月26日には学校及び附属施設における武道の全面的禁止が発せられた。これにより、学校教育から武道がすべて姿を消すこととなった。

1947(昭和22)年3月、「学校体操教授要目」に代わって「学習指導要領一般編(試案)」が出された。続いて同年7月、「学校体育指導要領」が制定され、「体錬科」が「体育科」に改称された。

その後、禁止されていた武道の復活に関係者と文部省が一体となって努力したことにより、1950(昭和25)年にまず柔道が復活する。その経緯は次のようである。

昭和25年5月、文部省は「学校柔道実施についてのお願い」(文部大臣名で総司令部宛て)の中で、現在の柔道は、完全に民主的スポーツとしての性格、内容をそなえ、その組織も民主的に運営され健全に発達しつつあって、もはやこのような軍国主義との関連性において、取り扱われるような懸念がなくなりましたので、学校スポーツの一教材として実施したい旨、その教育的価値の立証ならびに結論についての関係書類を併せて提出している。

同年9月、総司令部から許可が下りる。さっそく。同年10月、文部省は「学校における柔道の実施について」という文書を事務次官名で全国に通知。そこには、「柔道は民主的なスポーツとして新しい内容をそなえてきましたので、中学校以上の学校体育の教材として取り上げ、実施可能な学校においては、これを行ってよいと考えるに至りました」と示している。ここに、武道は新しい民主的なスポーツの誕生ということになる。

そのような経緯を経て柔道が1950(昭和25)年に、剣道が1953(昭和28)年に復活、さらに新たな種目として、相撲が1958(昭和33)年に追加され、現在の武道教育に至る<sup>2)3)</sup>。

一方、韓国における第一次教育課程が制定・公布される前までの体育課教育課程は1900年「学部令第12号」中学校規則に体操が一つの教科目に選定された後、1943年には体操科の名称を体錬科に改称して、1945年祖国光復と一緒にアメリカ軍の元、制定された教育課程は、体錬科の教科の名称を初等学校は保健科と称し、中・高等学校は体育科と称しそれぞれで改称したが、教育課程の体制をきちんと整えるまでには至らなかった。

その後、体育課教育課程は1955年に第一次教育課程が制定・公布され、のちに現在まで7回の改訂があった。第二次の教育課程1963年、第三次の教育課程は1974年、第

四次の教育課程は 1981 年、第五次の教育課程は 1988 年、第 6 次の教育課程は 1992 年、そして第七次の教育課程は 1997 年、そして 2007 年に新たに教育課程が制定された。

両国の戦後の武道教育を年代別に分けて、変遷の過程を探る。

## 【1950 年代の体育科教育課程】

### 日本（武道教育の復活）

1951（昭和 26）年に、「中学校、高等学校保健体育科体育編（試案）」が出され、これに中・高等学校生男子の中心教材に相撲が、選択科目として柔道が盛り込まれた。この「中学校、高等学校保健体育科体育編（試案）」では体育目標を 5 つの側面から取り上げている。それは、①正常な身体的発達を図る。②知的、情緒的発達を図る。③社会的態度を発達させる。④安全についての発達を図る。⑤レクリエーションについての発達を図る。そして、柔道は、体育全体の目標を達成するための一手段として取り扱うものとし、他の競技・スポーツと同列的な位置に記述をされ、柔道が精神的・文化的視点を配慮した記述はみられない。

1953（昭和 28）年、文部省より剣道実施が通達された。学校における剣道の実施について（文初中第 385 号）では「新しい剣道は学校体育の目標達成に貢献するため、ほかのスポーツ種目と同様な取扱いのもとに指導されるもので、その方法も過去のものとは異なったものでなければならない」と明確に述べられており、剣道が他のスポーツとの差別化が行われないことが明らかである<sup>4)</sup>。

1956（昭和 31）年の「高等学校学習指導要領保健体育科編」で初めて男子の体育に剣道または竹刀競技が採用された。柔道・剣道または竹刀競技・相撲は、個人的競技に分類され、徒手体操・巧技・陸上競技と並列して扱われていた。個人種目の目的は以下の通りである。

- ①身体的目標に関連して
- ②社会的目標に関連して
- ③レクリエーション的目標に関連して

この社会的目標に「他人の立場を尊重して、礼儀正しく行動する」「勝敗に対して正しい態度をとる」など現在の武道教育に求められているものもあるが、ここでは 1951（昭和 26）年「中学校・高等学校学習指導要領（試案）」と同様に柔道・剣道および竹刀競技独自の目標はみられない。この時期の学校体育における剣道・柔道は、他のスポーツと並列的な扱いになっておりスポーツとして扱われている<sup>5)</sup>。

## 韓国

### 第一次体育科教育課程（1955. 8）

#### 体育科教育課程の目標

第一次教育課程に提示された体育科教育課程の目標は次の通りである。

保健科および体育科は円満な関係のもとで身体活動を通じて身体の各部位をならし丈夫に発達させ、丈夫で美しい精神と健全な社会的性格を育て、衛生生活を習慣化し、民主的な社会の行動に自己の最善をすべて発揮できる能力を持たせる。

このような目的の下、中学校の体育科の目標は5個の領域で区分され、その目標の内容は次の通りだ。身体的目標が8項目、社会的目標が12項目、知識・情緒的な目標が11項目、安全指導の目標が5項目、レクリエーション指導の目標が1項目で提示した。

### 中学校体育科の目標

#### 1) 身体的目標

1. 運動の技術と機能を発達、助長させる。
2. 身体が部位の生理的成長および筋肉活動による身体の調和的発達を助長させる。
3. 健康維持のための自己体操の継続・実施を奨励する。
4. 健康維持のための生活、環境の整理、調和および運営に参加するようにする。
5. 良い姿勢と健康との関係を知らせる。
6. 力と気力すなわち持久力、忍耐力の発達および神経と筋肉の協応作用を発達させる。
7. 身体的欠陥の自覚的な矯正をするようにする。
8. 律動的に動くことができる機能を発達させる。

#### 2) 社会的目標

1. 他人と一緒に明朗に交際できる態度を育てる。
2. 他人を同情して支援する心情を育てる。
3. 他人の物と権利を尊重する態度を育てる。
4. 礼儀をよく守る従順な態度を育てる。
5. 責任感を持って誠実に実行できる性格を育てる。
6. 団体と協力して仕事ができる性格を育成する。
7. 公衆衛生に協力する性格を育成する。
8. 自分の行動を克己、自制する品性を育てる。
9. 規律を遵守する性格を育成する。
10. 異性に対する正しい理解を持つようにする。
11. フェアプレーをする精神を育てる。
12. 自律的に活動して指導できる能力を育てる。

#### 3) 知的、情緒的目標

1. 各種、スポーツの概要を習得させる。
2. 健康生活に対する知識を習得させて良い習慣を持つようにする。
3. 身体各部に対する解剖学的な知識の概要を知らせる。
4. 身体活動原理に対する知識を習得させる。
5. 経験、練習、熟練として自身力を育成する。
6. 不安に対する感情の動揺を調節できる能力を育てる。

7. 困難を克服できる意志を育てる。
8. 感情と意志の統一作用を育てる。
9. 事理判断に対する能力を育てる。
10. 創意に対する素養を持つようにする。
11. 美的な表現、創作、感想力を発達させる。

#### 4) 安全指導

1. 安全に対する知識、習慣、態度を育てる。
2. 安全のための運動の諸機能を発達させる。
3. 安全に対する方法の理解を持つようにする。
4. 水上、火災、氷上などの安全および救急法指導をする。
5. 社会の安全訓練に協力をするようにする。

#### 5) レクリエーション指導

レクリエーション活動の計画、参加および指導をする。

#### 体育科教育課程の内容

中学校体育科の指導内容は徒手体操（徒手体操、器械体操、スタント）、スポーツ（陸上競技、球技、水泳、闘技）、舞踊、衛生、体育理論の5つの領域で構成されている。

闘技はスポーツ領域に含まれており柔道、シルムの種目が男子学生に限り提示されていて、柔道の学習内容は一般、受け身、基本姿勢、基本動作、投げ、固め、試合、韓国相撲は基本練習、総合練習、試合で組織されている。闘技は施設にふさわしい指導者がいるときに限り指導することとしていた<sup>6)</sup>。

### 【1960年代の体育科教育課程】

#### 日本（格技としての柔道・剣道・相撲）

中学校学習指導要領(1958(昭和33)年告示)、高等学校学習指導要領(1960(昭和35)年告示)において、それぞれ運動領域のひとつに「格技」を設け、その内容として「相撲」「柔道」「剣道」の三種目をあげ、各学年いずれか一種目を学校が選択し、男子に対して指導することとなった。「格技」としての武道の始まりである。「武道」という文言が使えない時代であった。そして、履修できる生徒は男子であり、当時の女子はダンスや家庭科を履修することとしている。

格技は英語の combative sports の役から発生した教育概念である。

今村によると、あえて、「格技」とせず「格技」としたのは、理由があるとし、それは、薙刀はともかく、対人格闘技のみ総名格技をもって、弓道その他の個人的な武技をも含む武道と、同義のものと解釈することには無理があり、将来弓道をも含みうる余地を残したかったからである。もっとも「格」と「格」との間に際立った意味の相違があるわけではないが、格技が格闘技の略語である限り、「つかみあう」「くみうちする」技術(諸橋「大漢和辞典」)であって弓道は含まれないし、厳密には剣道や薙刀なども含



まれない。これに対して格闘技に当たる格技は「手でうち合って戦ふ」「組みあひ戦う。組みうち」などの意味があり、竹刀等の武器を手の延長とみれば剣道、薙刀なども入りうるし、また「格」字だけについてみると「あたる」「敵する」「まと」「ひきしめる」「たたかう」などの意味があり、弓道の入る余地もある。以上がすもう、柔道あるいはレスリングなどを内容とする限り「格技」であるべきを、あえて「格技」とした<sup>7)</sup>と述べている。

この「格技」は、柔道、剣道、相撲、弓道等、の運動を、格闘的・対人スポーツとして総称している概念である。この格技の名称への分類化は「道」の概念を含ませずに、欧米での格闘スポーツを包含した、スポーツとしての分類での総括名称である。反面、技術に着目した、競技からスポーツへの方向付けが明確にされたとも考えられる。さらに、「武」を外すことは、直接的な軍事・戦争につながる戦闘技術の完全なる払拭化とも言える<sup>8)</sup>。

格技としてすもう・柔道・剣道が取り扱われるのは、中学校保健体育で1958(昭和33)年の「中学校学習指導要領」、高校では、1960(昭和35)年施行の「高等学校学習指導要領」であった。いずれにおいても格技に区分され、男子は必修科目として実施された。格技の目標は以下の通りである。

- 1) 格技の基礎的な技能を養う。
- 2) 自己の能力を知り、互いに協力して練習を行う態度を養う。
- 3) 健康・安全に注意して運動を行う態度を養う。

他のスポーツと比較しても、競技の特性によっては細部に違いはあるが、大枠は同じであり、際立った差異を見出すことはできない。高等学校学習指導要領においても、中学校の目標よりも高い目標が設定されているが、ほかのスポーツとの明確な違いは打ち出されていない。格技の内容は、技術を習得し試合をすることであり、それ以上のことは求められていない<sup>9)</sup>。

## 韓国

### 第二次体育科教育課程(1963.2)

#### 中学校体育科の目標

第二次教育課程では生活、または経験中心の教育課程が導入されながら、運動、スポーツおよび余暇活動を通じて体育を学習できるように目標を設定し、中学校の一般目標の下、学年別目標を提示している。一般目標及び学年目標は次の通りである。

##### 1) 一般目標

1. 運動の技術と機能を発達、助長させ身体各部の生理的成長及び調和的発達を図る。
2. スポーツを通じて克己・自制し他人と協力できる社会性を育て、フェアプレーの精神を養う。

3. 健康生活と各スポーツの概要を伝え、感情と意思の統一作用を修練させ、美的表現、創作、鑑賞力を通じて感情を純化する。
4. 保健と安全に対する知識と機能を育て社会の安全訓練に協力するようにする。
5. レクリエーション活動を計画・創作し潤沢な民主生活をするようにする。

## 2) 学年別目標

### ○第1学年

1. 各運動の基礎を指導し、運動機能を育て、体がバランスよく発達するようにする。
2. 各運動をする場合において、自己の責任を明確にし、団体に協力する態度を持つようにする。
3. 運動の規則や方法、保健に関する基礎的知識を教え合理的生活をするようにする。
4. 安全と衛生に対する実践活動を通じて健全な生活を維持できる能力を育て、美的表現に関心を持つようにする。
5. 自己の健康生活を計画、推進し、余暇を利用して楽しむことができるようにする。

### ○第2学年

1. 各運動を指導し運動機能を高め、正常に発達するようにする。
2. 各運動をする場合において、部署に対する自己責任を全うし、自ら協力する態度を持つようにする。
3. 運動競技の法則や健康生活の方法に慣れさせ、自覚的に生活を作るようにする。
4. 安全と環境衛生に対する実践活動を続けられる能力と態度及び美的表現の機能を高める。
5. 健康な生活を計画し、反省し、余暇を効果的に利用できるようにする。

### ○第3学年

1. 各運動の機能を高め熟達させることで、身体各部の正しい発達を促進させる。
2. 各運動において自己責任を尽くすと同時に、人を助け団体に貢献する協調的態度を育てる。
3. 運動の法則、健康生活に対する機能を育て、生活改善を推進できるようにする。
4. 安全に対する機能と態度を高め感情を純化するようにする。
5. 個人と集団の健康生活を促進し余暇を効果的に利用できるようにする。

## 体育科教育課程の内容

第二次教育課程での指導内容は体操(徒手体操、器械体操、スタント)、スポーツ(陸上競技、球技、水泳、闘技)、舞踊、レクリエーション、保健衛生、体育理論の6領域で構成されている。第二次教育課程に比べて徒手体操が体操に、衛生が保健衛生に名称を変えて提示されていて、特にレクリエーションが新しい領域に加えられたことが特徴と言え、体操、スポーツなどの各領域の下位領域ごとに追及しなければならない目標が学年別に新しく提示されている<sup>10)</sup>。

闘技は柔道とシルムを男子学生に限り提示しているが、柔道の学習内容は学年別目標、基本姿勢、基本動作、投げ、固め、試合、韓国相撲、は学年別目標、基本動作、総合練習、試合で組織されている。柔道・シルムの学年別目標は以下の通りである。

#### ア、1. 柔道の目標

1 学年では基本動作の基本と機能を知らせて、2 学年では正しい練習法を利用して基本機能を高めて、3 学年では機能を慣れさせて試合法を知らせる。

#### 2. 柔道の内容

柔道は我が国でも昔からあったが、その普及が広範になるにつれオリンピックゲーム種目にまで入ることになっている。柔道は季節に関係なくすることができ、全身運動で勇気と自信と果敢性を育てるのに適合する。

1 学年では基本動作と受け身を中心に指導して、投げ技と固め技の機能は各学年で指導する。基本練習と受け身を十分に練習させて安全指導に努めるようにする。柔道は必要な施設と指導者がなければ指導するのが難しいため、各学校ではこれを確保した後に指導しなければならない。

#### イ、1. シルムの目標

1 学年で基本的な機能を育てて競技をできるようにし、2 学年では攻撃、防御の総合練習を通じて機能を一層高めて、3 学年では競技をする機能を発展させる。

#### 2. シルムの内容

シルムは原始時代から始まって発展した運動であり、色々な民族行事の種目でも利用される。準備物も簡単で規則も単純で、どこでもできる簡単な運動だ。1 学年の時に基本練習を中心に総合練習と施行を可能にして次第にこれを熟練させる。

今改訂では、1 次教育課程にはなかった学年別目標、そして各領域の下位目標が新たに追加された。この教育課程の闘技教育の内容は柔道とシルムで構成されている。日本の武道である柔道は、季節に関係なくできるという利便性、そして全身運動であり、勇気と自信と果敢性を育てるのに適合するとして、教育が行われていた<sup>11)</sup>。

韓国の伝統武芸であるシルムは、準備物も簡単で規則も単純であり、どこでもできる運動であると記されていること。これに対し、柔道は、適切な指導者と施設があった場合に行うことができる。としていることを考えた場合、シルムは、より比較的簡単に実施することが可能であり、その実施率も柔道と比べ高いということが伺える。

### 【1970 年代の体育教育課程】

#### 日本

1970 (昭和 45) 年の高等学校学習指導要領改訂で、「相撲」は第二選択の内容に変わるとともに「相撲、弓道、レスリング、薙刀などの格技系の種目」の取り扱いもできるようになった。

格技は1972(昭和47)年施行の「中学校学習指導要領」以降、1973(昭和48)年施行「高等学校学習指導要領」から「相撲」が除かれる以外は特に大きな改訂はみられず、これは1977(昭和52)年施行の「中学校学習指導要領」、1978(昭和53)年施行の「高等学校学習指導要領」でも同様であった。

格技は武道を代替える言葉として作られたが、その内容はスポーツとして技術の習得や相手を重視するというスポーツマンシップに則っているものである。そのため、格技としての剣道・柔道・相撲は、格技と称される以前と同様に、スポーツとしての他の競技と同様に扱われている<sup>12)</sup>。

## 韓国

### 第三次体育科教育課程(1973.12)

#### 中学校体育科の目標

第三次教育課程では学問的体系を強調する教育課程によって身体活動をより体系的で計画的に実行できて、体力向上及び健康増進のための科学的指導になるように体育科教育課程の目標を設定しているが、一般目標と学年目標で構成されている。中学校の一般目標および学年目標は次の通りである。

#### 1) 一般目標

1. 各種運動を通じて体力と運動機能を育てて、旺盛な活動力と実行力を持つ剛健な韓国民が育つようにする。
2. 運動競技を通じて規則と秩序を守って、引き受けたこと責任を全うして協力して公明正大に競争をする態度を育てる。
3. 個人衛生と公衆保健および体育活動に必要な基礎知識と実践を行って、元気で安全な生活をする能力と態度を育てる。
4. 運動を生活化させることで余暇善用と感情の純化を企てて明るくて闊達な性格を育てる。

#### 2) 学年別目標

##### ○第1学年

1. 身体の調和的発達と性別につりあった運動を等しく実践するようにして基礎体力と運動機能を育てる。
2. 運動をする時には各自の役割と責任を全うして、共同目標のために最後まで協力、努力する態度を育てる。
3. 中学生の身体発達過程を知り、健康生活に必要な基礎知識を理解して、これを実践する態度と能力を育てる。
4. 体育の必要性和色々な運動の特性に対する基礎知識を理解して合理的な体育活動を実践する態度と能力を育てる。
5. 色々な運動と民俗遊びを実践して余暇を楽しむ態度と能力を育てる。

## ○第2学年

1. 身体の調和的な発達と性別につりあった運動を等しく実践するようにして基礎体力と運動の応用機能を育てる。
2. 集団や分団活動を通じて指導力、協調心、責任感を高めて共同目標のために協力して最善を尽くす態度を育てる。
3. 環境と衛生、日課疲労、安全生活に対する基礎知識を理解してこれを実践して、元気な生活をする態度と能力を育てる。
4. 体育の必要性と健全な運動精神、運動の方法と効果に対する基礎知識を理解して、体育活動を科学的で合理的に実践する態度と能力を育てる。
5. 色々な運動と民俗遊びを生活化して、情緒を純化して余暇を善用する態度と能力を育てる。

## ○第3学年

1. 身体の調和的な発達と性別につりあった運動を通じて、基礎体力を高めて協議機能を育てる。
2. 運動競技を通じて集団や分団相互間の理解と協力を増進させて、指導力と責任感を高める。
3. 病気の予防と精神保健、国民健康に対する基礎知識を理解して、これを実践する態度を育てる。
4. 体育の発達と色々な運動の特性、方法、効果に対する知識を理解して、科学的な体育活動をする態度と能力を育てる。
5. 色々な運動と民俗遊びを生活化して情緒を純化して、余暇善用に必要な活動を計画して実践する態度と能力を育てる。

## ②体育科教育課程の内容

第三次教育課程での指導内容は循環運動、体操(徒手体操、器械体操)、陸上競技(走る、飛ぶ、投げる)、球技(バスケットボール、ハンドボール、バレーボール、サッカー、ラグビー)、闘技(柔道、シルム、テコンドー)、季節運動(水泳、氷上運動)、舞踊(女子)、体育理論、保健の9つの領域で構成されている。特に、第三次教育課程では第二次の時に比べて6領域から9領域により細分化され、循環運動が一つの領域で提示された。

闘技の特性と運動方法および効果、規則、審判法を理解して、礼儀正しい態度と敢闘精神および試合の機能を高めるためにシルム、柔道、テコンドーの基本姿勢と基本動作、対人機能、試合の礼節と方法、規則及び審判法などの運動をすすとしている<sup>13)</sup>。

第2次教育課程に書かれていた各領域の下位目標が第3次教育課程からは削除されていた。そして、この教育課程には新たに韓国の伝統武芸であるテコンドーが加えられた。以下は指導上の留意点である。

#### 指導上の注意点

シルムとテコンドーは我が国固有の伝統的な競技であるから、これを実践させて、所信と根気ある国民を育てられるように計画的な指導が成り立たなければならない。

シルムとテコンドーは、それ自体の競技や基本動作の指導も重要だが、この運動の歴史的背景や運動の価値を徹底的に指導して固有な私たちの民族の体育文化と民族的伝統を理解して実践する間に民族的誇りと共に素朴で、敬讓と、礼儀正しい態度を育てられるようにしなければならない<sup>14)</sup>。としている。よって今改訂より「テコンドー」と「シルム」が我が国固有の伝統的な競技であることを強調し、所信と根気ある国民を育てるように計画的な指導が成されるに至ったことが伺われる。

### 【1980年代の体育科教育課程】

#### 日本（格技から武道へ）

1987(昭和62)年12月の教育課程審議会答申に基づいて、1989(平成元)年公布1993(平成5)年施行の「中学校学習指導要領」と1989(平成元)年公布1994(平成6)年施行の「高等学校学習指導要領」では、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視することを目的に「格技」の領域については、名称を「武道」に改められた。これによって、「伝統的な行動に留意する」の文言に見られるように、ほかのスポーツと差異化が図られ、我が国固有の文化としての特性を生かした指導を行う伝統文化の教育という側面が付与された。中学校では柔道・剣道・相撲が、高等学校では柔道・剣道が格技から継続して教えられた。また、男子の必修であったものが、男女共修の選択になった<sup>15)</sup>。

「格技」から「武道」に改められたその大きな理由は、諸外国に誇れる我が国固有の文化として、歴史と伝統のもとに培われてきた武道を取り上げ、その特性を生かした指導ができるようにすることにあつた。さらには、武道は国際的にも日本の伝統的な運動文化として広く理解されており、武道学会、武道館等の名称も多く用いられていることなどにもよる。戦前、戦後のさまざまな経緯からみると、領域名称を「武道」に変え、内容を改善することによって、やっとならぬ、本来の武道の特性、つまり、スポーツとしての良さだけではない、礼法など伝統的な行動の仕方を重視した武道固有の特性に着目した指導を行うことになった、これを国として、公式に示したということは特筆すべきことである<sup>16)</sup>。

#### 韓国

#### 第四次体育科教育課程(1981.12)

##### 体育科の目標

第4次教育課程では人間性を重視する教育課程によって健康増進と体力向上及び運動能力向上のための基本機能の運動を伸ばすことに重点を置き、規則順守と協力、礼儀

などの定義的目標を強調し、教科目標と学年目標で構成されている。教科目標および学年目標は次の通りである。

### 1)教科目標

様々な運動を通じて体力と多様な運動機能を育てて、健康と安全および運動に必要な知識を習得して日常生活で活用して、運動を通じた健全な生活態度を育てる。

ア、様々な運動を積極的に実践して体力を育てて運動機能を向上させる。

イ、健康生活と身体活動に必要な知識を習得して、これを生活に活用する能力を育てる。

ウ、運動競技を通じて規則と秩序を守って、互いに協力して、公正に運動する態度を育てる。

エ、運動を通じて余暇を善用して、情緒を育成して、明るい性格を育てる。

### 2)学年別目標

#### ○第1学年

ア、色々な運動に楽しんで参加して体力と運動機能を育てる。

イ、色々な運動の特性と健康の基礎知識を習得する。

ウ、運動競技を通じて規則と秩序を守って、各自の役割と責任を全うして力いっぱい運動する態度を育てる。

エ、色々な運動で余暇を善用して明るい性格を育てる。

#### ○第2学年

ア、色々な運動に自ら参加して体力を高めて、運動の応用機能を育てる。

イ、体力と保健安全の基礎知識を習得して生活に活用できる能力を育てる。

ウ、運動競技を通じて規則と秩序を守って、互いに協力して最善を尽くして運動する態度を育てる。

エ、色々な運動で余暇を善用して情緒を育成する。

#### ○第3学年

ア、色々な運動に積極的に参加して体力を高めて、競技機能を育てる。

イ、体育とレクリエーションの必要性を理解して、精神健康と国民保健に関する基礎知識を習得する。

ウ、運動競技を通じて規則と秩序を守って、互いに協力して公平正大に運動する態度を育てる。

エ、色々な運動で余暇を善用して豊富な情緒を持つようにする。

### 体育科教育課程の内容

第四次教育課程での指導内容は陸上運動(走る、飛ぶ、投げる)、体操(徒手体操、器械体操)、個人及び対人運動(射撃、スケート、卓球、テニス、シルム、テコンドー、柔道)、球技(バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、サッカー、ソフトボール)、水泳、舞踊(民族舞踊、創作舞踊)、体育理論、保健の8つの領域で構成されている。第四次教育課程は第三次の時に比べて多様な運動経験が成り立つように活動の幅を広く

し、一生のうち楽しく実践できるスポーツの基本機能と心得を持つようにと力点を置いた。第4次教育課程からは「生涯スポーツ及び全人的発達」と、「ムーブメント教育の理念」が教育課程に組み込まれた。特に体育の目標の領域別の基本体制が確立され、よりしくみある内容の選定および、構成が成り立つようにした<sup>17)</sup>。

第3次教育改訂までは領域名が闘技のもと闘技教育を行ってきたが今改訂より、個人及び対人運動という領域名のもと闘技教育を行うことになった。個人および対人運動は学校と地域社会の特性を考慮して男子は2種目、女子は1種目を学年別に選択して指導するものの、男子の場合、2種目中1種目は闘技種目を行う。この時、種目の選択はできるだけ学年別に重複しないようにするとした。

闘技については男子学生に限りシルム、テコンドー、柔道の様々な運動機能を身につけ、競技方法と規則を理解して競技をするという内容となっている。第4次教育課程の体育科の内容は、第3次教育課程と比較する際に、大幅に変わっていなかった。しかし、伝統武芸教育に関わる内容は明記されていない。これは体育科のねらいが、「生涯スポーツ及び全人的発達」と、「ムーブメント教育の理念」へと多括りの目標設定に変更されたためと考えられる。

## 第五次体育科教育課程(1988.3)

### 体育科の目標

#### 1)教科目標

第五次体育科教育課程では自主性、自立性を重視し、行動の特性を強調する教育課程によって様々な運動を通じて運動機能と体力を伸ばし、運動と健康に必要な知識を習得し、望ましい社会的態度を持つようにすることに力点を置いたが、教科目標・学年目標は次のとおりである。

様々な身体活動を通じて運動能力を育てて、運動と健康に必要な知識を理解、適用して、望ましい社会的態度を持つようにする。

ア、競技を楽しむことができる運動機能と体力を育てるようにする。

イ、身体的な表現能力を育てるようにする。

ウ、運動と健康および余暇善用に必要な知識を習得して、適用する能力を育てるようにする。

エ、情緒を育成して望ましい社会的態度を持つようにする。

#### 2)学年別目標

##### ○第1学年

ア、様々な運動の基礎機能を習うようにする。

イ、身体的な意思表示の基礎機能を習うようにする。

ウ、身体部位別に体力を育てるようにする。

エ、運動の原理と体育の発達に対し理解するようにする。



- オ、身体成長と健康および安全生活に対し理解して実践するようになる。
- カ、運動に積極的に参加する態度を持つようになる。

### ○第2学年

- ア、色々な運動の複合機能を習うようになる。
- イ、身体的な意思表示の複合機能を習うようになる。
- ウ、全身の体力を育てるようになる。
- エ、運動の効果に対し理解するようになる。
- オ、環境消費者保健と趣味活動に対し理解して実践するようになる。
- カ、運動に正しく参加する態度を持つようになる。

### ○第3学年

- ア、色々な運動の競技機能を習うようになる。
- イ、身体的な意思表示の総合機能を習うようになる。
- ウ、全身の体力を育てるようになる。
- エ、運動を生活に適用する方法を理解するようになる。
- オ、精神健康と保健に対し理解して、余暇活動に参加する能力を持つようになる。
- カ、運動を生活化する態度を持つようになる。

### 体育科教育課程の内容

第五次体育科教育課程の内容は具体的な指導内容を提示せず、学校に意思決定権を付与することを始め、第四次に比べて運動機能に該当する心動作領域、知識に該当する認知的領域、態度に該当する定義的領域で区分して維持されている。

心動作領域は陸上、体操、水泳、個人及び団体運動、舞踊、体力運動など6つの単元で構成され、その目標は種目別に競技の特性によって運動機能を熟達して体力を育成し運動能力を高めることである。闘技教育は個人運動として扱われている。

認知的領域には体育理論と保健など2つの単元を置き、運動の方法、効果および適用に関する知識の理解と健康、安全及び余暇善用に関する知識を習得するようにした。

定義的領域は別の単元で構成せず、心動作領域と認知的領域の指導時に定義的な面に留意して指導するようにした<sup>18)</sup>。

第5次教育も、第4次教育課程と比べて大きな変化はみられなかった。しかし、今までは闘技教育が男子学生にのみ提示されていたが、内容についての具体的な指導内容を提示しなかったことで、男女共修になった。

### 【1990年代の体育科教育課程】

#### 日本

2002(平成14)年施行「中学校学習指導要領」、2003(平成15)年度実施「高等学校学習指導要領」では前回の学習指導要領と大きく変化はない<sup>19)</sup>。

1998(平成10)年学習指導要領の改訂の趣旨は、①心と体を一体としてとらえ、体力の向上の内容を重点化して構成。②体育と保健をより一層関連させて指導できるようにした。③個に応じた指導の充実を図り、運動を一層選択して履修できるようにした。④自己の課題やチームの課題の解決を目指して練習や試合を工夫することができるようにした、などである。保健体育の目標は①心と体を一体としてとらえ②運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して③積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに④健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り⑤明るく豊かな生活を営む態度を養う、とある。「運動に親しむ資質や能力を育成すること」「実践力を育成すること」「体力の向上を図る事」を目指して学校としてまた保健体育科として工夫をしながら教育課程が編成できる今回の学習指導要領であるが、自由に発想できる分、教員の考えや取り組みが試されるものでもある。

## 韓国

### 第六次体育科教育課程(1992.10)

第六次教育課程では教育課程の性格が添えられ、体育科の性格を規定することになった。

#### 体育科の性格

体育は潜在された身体的能力と環境に適応できる能力を開発させ、運動欲求を実現して健康を追求する身体活動に関する教科である。したがって、体育は身体活動を通じて運動能力を開発して、健康を増進させ豊かな人生を享有できる体育文化を継承、発展させる教科である。体育は身体活動を通じて身体の生理的効率性を高めて心理的安定性を維持させて、空間知覚および物体操作能力と身体的な相互作用能力を向上させようとする目的を有している。

中学校体育とは組織化された運動に参加できる運動能力と健康生活に必要な体力を育て、健康に関する知識の理解と参加過程で起きる問題解決力を伸ばし、運動の生活化はもちろん、体育活動と社会生活に必要な正しい態度を持つようにする教科である。このような目標を達成するために、指導内容は陸上運動、体操、水泳、個人および団体運動、舞踊、体力運動、理論と保健などで構成する。

中学校体育とは学習過程で多様な運動を経験するようにし、潜在された運動実行能力を十分に発揮するようにし、激励と強化を通じて運動に肯定的で積極的に参加するように指導をし、運動能力の向上と運動を価値深くこころは態度を重視する。

#### ②体育科の目標

第六次教育課程では自主性、自立性を重視して探究能力を強調する教育課程に限って運動機能という内在的価値と、各個人の健康という外在的価値すべてを追求しようとした。これに体育の目標は身体活動よりは個々人の要求に基づいて自己実現におかれ、運動機能の熟達よりは運動に対する個人的能力及び健康な生活の栄位に焦点を置いた。

中学校体育科目標は次のとおりである。

### 1) 目標

様々な身体活動を通じて競技に参加できる運動能力と元気な生活を営むことができる能力を育てるようにする。

ア、競技に参加できる運動機能と健康に必要な体力を育てるようにする。

イ、身体的な表現能力を育てるようにする。

ウ、運動と余暇活動および健康に必要な知識を習得して実践する能力を育てるようにする。

エ、望ましい運動態度と社会的な態度を持つようにする。

### 体育科教育課程の内容

第六次体育科教育課程の内容は実技と理論の統合のために運動の単元に機能だけでなく運動を行い必要な運動の主な原理を学習内容で提示しているが、内容領域とは陸上、体操、水泳、個人及び団体運動、舞踊、体力運動、理論、保健の8項目で構成されている。第六次教育課程では心動作、認知的、定義的、領域で区分した第五次教育課程とは異なり、領域別に機能、知識、態度の項目を置いて内容領域別に達成しようとする学習目標を提示し、教育課程の運営で教師の創意性と自律性と高めようとした。

個人運動にはシルム、テコンドー、柔道、卓球、バドミントン、テニス、射撃、弓道、スケートなどを含んで、団体運動にはサッカー、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、ソフトボールなどを含み、個人および団体運動は年間4個の種目以上を指導する<sup>20)</sup>。

第6次教育課程の闘技に関する内容は以下の通りである。

#### シルム

シルムは我が国固有の民俗運動で、瞬間に勝負が決まる男性的運動だ。強い体力と繊細な技術が要求されるシルムを通じて調和のとれた身体発達と正確な判断力、忍耐力、瞬発力、平衡感覚などを育てることができる。相撲を指導する時には基本技術と競技機能を熟達させて、安全に関心を持つようにしなければならない。

シルムは身体的接触が激しい運動であるから力と技術が勝利の土台になる。したがって、体力を育てるための運動方法を提示して、手の技術、足の技術、腰技術などの色々な基本技術は容易なことから熟達させて、競技を通じて、テチギの複合機能を習うようにする。競技方法と規則をよく身につけるようにし競技礼儀を守って公明正大に競う態度を教えなければならない。特に、競技規則の判定方法と反則などを正確に分かるようにすることによって競技の流れを読んで作戦をたてられるようにして、学生たちに、直接競技を運営してみるようにする。シルム場は正式規格でよく整備して安全事故予防に格別に留意するようにする。

#### テコンドー

テコンドーは我が民族固有の伝統武芸である。精神力を基に手、足だけを使って力と気を競う運動で、強い精神力と体力、礼儀正しい態度、安全能力を育てることができると指導される。テコンドーの指導は基本礼儀と基本姿勢、基本動作姿勢、競うなどの技術を習得するようにする。テコンドーは礼儀正しい態度を強調して指導して、基礎機能で正しいこぶし、手刀、膝などの使用方法と立ち方などの基本姿勢と突き、受け、蹴り、打つなどの技術など基本動作を指導するべきで、複合機能で型を身につけ、競技場施設と競技規則および勝敗の判定方法を熟知させて、テコンドーに対する理解と関心を高めるように努力する。

シルムにおいては「我が国固有の民族運動」と、テコンドーにおいては「民族固有の伝統武芸」と説明されている。シルムとテコンドーは基本技術や基本動作、競技規則を身につけられるようにするとしただけで、テコンドーには礼儀正しい態度を強調して指導を行うとした<sup>21)</sup>。

そして次の第7次教育課程からは武道という言葉が使われるようになった。

## 第7次体育科教育課程(1997.12)

第7次体育科教育課程は第6次と同じ同一の文書体制を取っている。ただ「方法」が「教授-学習方法」と改称された。第7次教育課程では体育科の性格を動きへの欲求の実現及び体育文化の継承、発展という内在的価値と、体力や健康の維持、増進、情緒不安解消、社会性を培うという外在的な価値を同時に追求することにより、人間の「生活の質」を向上させるのに貢献する教科に規定している。

### 体育科の性格

体育は、動きへの欲求の実現及び体育文化の継承、発展という内在的価値と体力や健康の維持・増進、情緒不安解消、社会性を培うという外在的な価値を同時に追求することにより、人間の「生活の質」を高めるのに貢献する教科だ。体育はこのような内在的価値と外在的な価値を実現するために体・智・徳が統合された人間の育成に向けた全人教育を究極的な目的とする。つまり、体育は陸上、体操、ゲームやスポーツ、舞踊などのような身体活動を主な内容として、身体活動そのものための技能の習得だけでなく、それに関する理論的知識の習得や態度の発達を統合的に企てる性格をもっている。

### 体育科の目標

第7次教育課程に提示されている体育と目標は大幅に総括目標と下位目標から構成されている。先行の教育課程と違って、学校別の目標または学年別の目標が提示されず、'総括目標'一つで小学校3年生から高等学校1年生までの目標を包括している。総括目標と下位目標は以下の通りである。

#### (1) 総括目標

多様な身体活動を通じて学生個々人の動きの欲求を実現し、遂行することに必要な機能と体力を増進し、運動と健康に関する知識を理解し、社会的に望ましい態度を涵養する。

## (2) 下位目標

1. 多様な運動に積極的に参加し、運動機能と体力および心身の健康を増進する。
2. 運動と健康に関する多様な知識を理解し、活用する方法を身につける。
3. 運動を通じて社会的に望ましい態度及び文化的に価値のある規範を身につける。

## 体育科教育課程の内容

体操、陸上、水泳、個人及び団体運動、舞踊、体力運動、理論、保健から成り立っている。

個人及び団体運動はテコンドー、柔道、シルム、卓球、バドミントン、テニス、スケート、スキー、弓道、射撃、サッカー。バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、ソフトボールなどの種目が含まれる。この中から1年生はハンドボール、サッカー、テコンドーを、2年生はバスケットボール、バドミントン、シルムを、3年生はバレーボール、ソフトボールを必修内容とし、それ以外の種目は、学校と地域的特性を考慮し選択できるようにする<sup>22)</sup>。

テコンドーと相撲の内容は以下の通りである。

### テコンドー

テコンドーは私たち民族固有の伝統武芸である。精神力を基に、素手素足を使用し、一定の時間内に力と気を競う運動で、強い精神力と体力、礼儀正しい態度、安全能力を育てることができる。テコンドーは基本姿勢、防御技術、攻撃技術、対決、姿勢などを指導しながら、特に武道精神と、それに従った礼儀を強調して指導する。

### シルム

シルムはわが国固有の民族運動や瞬間に勝負が決定される男性的な運動だ。強い体力と繊細な技術が要求されるシルムの試合を通じて調和のとれた身体の発育と正確な判断力、忍耐力、瞬発力、平衡感覚などを育てる運動だ。相撲は中心を崩して相手の体を地面につかせる運動で体の中心と安定、基底面などのような科学的原理を理解してそれを適用できるように指導することが望ましい。相撲は身体的接触が激しい運動であるため、力と技術が必要である。したがって、体力を培うための運動の方法を提示し、手技術、足技、腰の技術など、さまざまな種類の基本技術は簡単なものから熟達させて、試合を通じて、様々な技術を身につけることができるように指導した方がいい。また、シルムは韓国固有の民族運動や世界の色々な国にもこれに似た形の運動が多くある。シルムと類似した諸国民族運動を紹介してこのような形の運動が持つ意味を提示するのも望ましい<sup>23)</sup>。

## 【2000年代の体育科教育課程】

### 日本

2011(平成23)年から施行される「中学校学習指導要領」では選択から男女必修の扱いとなった。2013(平成25)年施行「高等学校学習指導要領」の保健体育・体育においても武道は選択であるが継続される。新たに「伝統的な考え方」が両学習指導要領に見られる。「伝統的な考え方」は知識、思考・判断についての部分に現れる<sup>24)</sup>。

2008(平成20)年学習指導要領における保健体育の目標は、教育基本法、学校教育法の改正を踏まえ、引き続き、体育と保健を関連させていく考えを強調した。1998(平成10)年度学習指導要領と目標はほとんど同じであるが、今回の改訂に「生涯にわたって」という文言が加えられた。この改訂により、「武道」や「ダンス」もほかの運動と同様に、まず学習経験をさせてから、その経験を踏まえた選択ができるようになった。「武道」については改正教育基本法で規定された教育の目標である「我が国の伝統と文化を尊重する態度を養う」上で大変有効であると考えられている。<sup>25)26)27)</sup>

### 韓国

#### 2007年体育科教育課程(2007.2)

##### 体育科の性格

体育科は「身体活動」を通じて自分及び世界を理解し、健康で活気に満ちた人生に必要な能力を高めて望ましい品性や社会性を備え、体育文化を創造的に継承・発展させることができる資質を涵養する教科だ。体育科で追求する人間像は、身体活動を総合的に体験することにより、その価値を内面化して実行する人だ。つまり身体活動に持続的に参加するにつれ、健康・体力、スポーツ精神と共同体意識、創意的かつ合理的な思考力、身体文化の認識などの能力を具備することにより、自分の人生を自ら啓発して健康な社会と国家を作るのに貢献できる人だ。体育の教育内容は健康、挑戦、競争、表現、余暇という「身体活動の価値」を中心に行われ、この教育的価値を人文社会的、自然科学的、芸術的な現象で、探求して実践する特性を持つ。「健康活動」は健康に関する知識を探求し、これをもとに、心身の健康を増進して管理し、健康の私の問題を解決できる合理的な意思決定能力を涵養することに焦点を置く。「挑戦活動」は身体活動を遂行する上で、自身の潜在力を発見し、自分の限界に能動的に挑戦できる能力の啓発に焦点を置く。「競争活動」は身体活動に存在する競争と協同の原理を認識して善意の競争や相互理解を通じて身体活動を科学的に遂行して鑑賞することに焦点を置く。「表現活動」は身体活動の審美的要素を理解して創意的に表現し、多様な表現類型と文化的特性を鑑賞することに焦点を置く。「余暇活動」は日常生活で、身体的余暇活動が持つ個人的価値と社会的価値を認識して、体育活動の生活化を通じて正しい余暇文化を自己主導的に作り上げていくことに焦点を置く。小学校体育(3、4、5、6年生)は「身体活動の価値の基礎教育」を担当するため、正しい健康生活習慣形成、基礎体力増進、運動基本能力

と表現能力の向上、適当な運動の秩序や規範の形成、活気に満ちた余暇生活態度の形成を強調する。中学校体育(7、8、9、10年生)は「身体活動の価値の教育」を担当するため、自分の健康・体力管理、科学的な景気の遂行能力向上、創意的な表現能力向上、健全な余暇文化の創造を強調する。特に高等学校1年生(10年生)体育は身体活動に関する総合的な眼目と実践能力の啓発を強調して、高等学校2、3年生体育と選択科目学習と連携させることのできる生涯スポーツ活動の基礎を設ける。

## 体育科の目標

### (1) 体育科目目標

体育科は身体活動の価値の内面化と実践を通じた全人教育を目指す。すなわち身体活動を通じて活気に満ちて元気な暮らしに必要な知識と実践能力、自分の未来を啓発するのに必要な挑戦能力や創意的思考力、共同体生活に必要な善意の競争力と協力する態度を涵養する。

### (2) 中学校体育科目目標

1. 健康活動の価値を理解して健康管理法を実践し、自身および地域社会の健康文化を鑑賞できる能力を育てる。
2. 挑戦活動の価値を理解して挑戦精神を実践して、挑戦スポーツを遂行して鑑賞することができる能力を育てる。
3. 競争活動の価値を理解して善意の競争を実践し、競争スポーツを遂行して鑑賞することができる能力を育てる。
4. 表現活動の価値を理解して創意的に表現活動を遂行しながら鑑賞できる能力を育てる。
5. 余暇活動の価値を理解して持続的にレジャー・スポーツを遂行しながら鑑賞できる能力を育てる。

## 体育科教育課程の内容

2007年体育科教育課程では、5つの大領域を提示した。それは、「健康活動」「挑戦活動」「競争活動」「表現活動」「余暇活動」の五つである。この中で闘技は挑戦活動に含まれる。

挑戦活動の中でも記録挑戦、動作挑戦、標的挑戦、闘技挑戦と中領域として四つに分かれている。挑戦活動は個人の挑戦の目標を設定して体系的にそれを成就するために努力する過程を重視する。すなわち、自分の潜在力を理解して現在直面した障害要因と限界を克服することで未来の人生を主導的に開拓していくことができる能力を培うことに焦点を置く。挑戦活動は記録挑戦、動作挑戦、標的および闘技の挑戦と区分される。闘技への挑戦は動く他人の身体的技量に挑戦する活動を意味する。この活動は射撃、アーチェリー、シルム、テコンドー、剣道などが含まれる。指導にあたっては、①挑戦活動は生徒らの興味や発達段階を考慮して、定期的な試合を通じて体験する機会を持てるように指導する、②挑戦活動に対する総合的な目を養うため、韓国をはじめ外国の伝統的

挑戦スポーツと新しい挑戦スポーツを直・間接的に体験できる機会に触れるように指導する。とした。さらに闘技挑戦は様々な攻撃と防御技術をやり取りしながら相手の身体的な能力と意志に挑戦する活動であり克己と他人の尊重などの徳目が重視する。さらにこの活動は個人の目標を設定して体系的にそれを成就するために努力する絶え間ない自己修練の過程が強調される活動で、克己と積極性、自己調節、勇気等の徳目が重視されなければならない<sup>28)29)</sup>。

今改訂では体力低下問題と健康問題の解決が目指され、身体活動中心の余暇教育の強化が図られた。体育科では「運動技術」「スポーツ技術」が中心となっていた従前の教科内容から、「活動的な生活のためのライフスキル」を重視する方向に改訂され、「身体活動の価値」を中心とした教育課程に転換された。この「身体活動」とは、運動・スポーツ場面に限らず体を動かすことすべてを意味し、従来<sup>30)</sup>の運動・スポーツに対する考え方を広げている。そのような身体活動が持つ「価値」として、「健康」「挑戦」「競争」「表現」「余暇」の五つが示されている。つまり韓国では健康増進のために、運動技能以外の多様な教育的側面も同時に重視し、運動やスポーツ活動を継続できるようにすることを目指して改訂が行われたのである<sup>30)</sup>。



### Ⅲ. 考 察

日本の武道教育と韓国の「闘技教育」の変遷を以下の表1にまとめる。

日 本	年代	韓 国
GHQの指令により武道の全面的禁止 柔道の復活 } いずれも他の競技・スポーツ 剣道の復活 } と並列的な扱い 相撲の復活 } (スポーツとしての武道) <u>「格技」としての武道教育の始まり</u>	1945	「闘技教育(柔道・シルム)」  柔道・シルムの目標・内容提示 柔道「勇気と自信と果敢性の育成」 シルム「原始時代から発展してきた運動」  「闘技教育」にテコンドー 我が国固有の伝統的競技 という言葉の提示 (テコンドー・シルム)  生涯スポーツという概念 「伝統文化教育」の消失  男女共修の始まり  伝統武芸教育としての闘技 シルム「我が国固有の民族運動」 テコンドー「我が国固有の伝統武芸」  テコンドーの文書 武道という言葉の提示 「武道精神」と「礼儀」を強調  身体活動を重視する体育 活動的なライフスキルの重視
	1950	
	1953	
	1955	
	1958	
	1963	
	1973	
	1981	
	1987 1989	
	1992	
1997		
2007		
2008		
「格技」から「武道」へ 「伝統」という言葉の提示 (伝統文化教育という側面) 男女共修   武道必修化 我が国固有の伝統と文化		

表1. 日本の武道教育と韓国の「闘技教育」の変遷

日本の武道教育は、戦後 1945 (昭和 20) 年 GHQ の指令により学校教育から武道がすべて姿を消すこととなったが、1950 (昭和 25) 年に柔道が、1953 (昭和 28) 年には剣道、1958 (昭和 33) 年に相撲が復活することとなった。これは、戦中、戦闘技術として、戦争に資する目的で教えていた武道には、礼儀や協調といったスポーツマンシップもあるということを主張 (山本、2003) したことが、武道復活の足掛かりとなったと推察される。

1958 (昭和 33) 年告示の中学校学習指導要領改訂より、武道教育は「格技」という名称変更を受け新たなスタートを向かえる。しかし、スポーツとしての「武道」は復活したものの、依然 GHQ による「武道」という呼び方が禁止されていたために「武道」に代わる名称を「格技」として学習指導要領上に明記せざるを得なかったものと推察される。

先行研究によると、「格技」は武道を代替する言葉として作られたが、その内容はスポーツとして技術の習得や相手を尊重するというスポーツマンシップに則っているものである。「格技」としての剣道・柔道・相撲は、「格技」と総称される以前と同様に、スポーツとしてほかの競技と同様に扱われていた<sup>31)</sup>としており、現在の武道教育に見られる、我が国固有の文化としての武道教育はその当時には現存していないことが分かる。そしてその主たる目標は、以降、1989 (平成元) 年公布の中学校学習指導要領までの間、学習指導要領上では大きな変容を示していない。

韓国における第 1 次教育課程は 1955 年である。この教育課程には、領域名が「闘技」のもと、柔道とシルムが提示された。この「闘技」には技術を習得し試合をすることのみ明記され、「闘技」に期待した教育的価値はなく、あくまで体育科の中の一教材にすぎなかったことが伺われる。

1963 年改訂の第 2 次教育課程には柔道とシルムの「目標」と「内容」が提示された。これは経験中心教育課程 (生活中心教育課程とも呼ばれ、学習内容を教授要目あるいは知的体系の取扱いとしてではなく、教師の指導の下で生徒に身につけさせる学習活動の総体) が導入され、運動やスポーツを通して学ぶべきことが明確化されるようになる。そして柔道・シルムともに最終的な「目標」を試合が出来るようにするとしながらも「内容」においては、柔道を通して、勇気と自信と果敢性の育成に適合するとしていることを見ることにより、身体的発達とともに知的・情緒的発達を期待した内容へと改革が進められたことが推察できる。これは第 1 次教育課程では見られなかった点である。また、シルムの「内容」では、準備物・規則も簡単でどこでもできる簡単な運動であると強調していることから、適切な指導者と施設が無ければ行うことができない柔道と比較し、その実施率は、柔道を上回るものであったことが伺える。

しかし、日本における武道教育は、ほとんどの学校では柔道と剣道を扱っている。これは、柔道や剣道を経験したことのある体育教師が多いためであると考えられる。これに対し、相撲は指導できる教師が少ないこと、さらに施設面や用具等の整備が不足している<sup>32)</sup>という先行研究から読み取ることができるよう実施している学校が少ないこ

とが推測でき、両国間の相撲教材の取り扱い方に大きな差がみられると考えることができよう。

1973年改訂の第3次教育課程では「闘技」のなかにテコンドーが新たに追加された。中学校体育科の一般目標に「旺盛な活動力と実行力を持つ剛健な韓国民が育つようになる」とあること、さらにテコンドーと相撲ともに「我が国固有の伝統的な競技であり所信と根気ある国民を育てられるように指導しなければならない」としていることから、闘技教育をとおして国民精神教育を図ろうとしたことが推察される。

先行研究によると第1次教育課程は、第2次世界大戦が終わると同時に日本の統治から解放されて間もなく出され、教育の哲学や理念が確立できなかったため、体育の授業は「運動」が中心となっていた<sup>33)</sup>。ことが分かる。そして、第2次教育課程では「闘技」のなかで柔道・相撲に目標が設定され、さらにこの第3次教育課程は教育体制が確立されつつある中で、「闘技」においても前述したとおり、より明確な指導方向が提示されたと考えられる。そして日本よりも早期に「伝統」という言葉を導入したことで、韓国の伝統武芸を通して伝統や文化の教育を主眼とした教育方針が打ち出されたものと考えられることができる。

1981年に改訂された第4次教育課程から「個人及び対人運動」という領域の中に「シルム」「テコンドー」「柔道」が提示され「闘技」という名称が使われなくなった。それだけでなく教育課程上から「伝統」や「文化」といった名称も消えたのである。この教育課程には「生涯スポーツ」という新しい概念が教育課程に提示されたことで「多彩な運動経験が行われるように活動の幅を広げて生涯好んで実践できるスポーツの基本機能と素養を育てること」に力点を置くことになった。そのため「シルム・テコンドー・柔道」に関わる内容は「様々な運動機能を身につけ、競技方法と規則を理解して競技をする」という提示にとどまり、第3次教育課程に現れた「伝統武芸を通しての伝統文化教育」は、教育課程の中から姿を消して行くこととなった。

1988年改訂第5次教育課程においても1981年に改訂された第4次教育課程と同様、各領域における指導内容は曖昧に提示されることとなり、第4次教育課程までは、「闘技」の内容の中に「男子学生に限り闘技教育を行う」と提示していたのに対して、第5次教育課程では「男子学生に限る」という文言が削除されている。具体的な指導内容については学校に意思決定権を付与することとし、履修についても同様である。これにより「闘技」の授業は女子学生にも行うことができるようになったと捉えることができ「男女共修」の始まりを向かえることとなることが推察される。しかし、これは教育課程に具体的な提示がないままスタートをしたことから、男女共修という教育的価値を真に配慮した改訂とは言い難いものと推察できる。

日本における1989(平成元)年公布の中学校学習指導要領において、「格技」から「武道」へと名称が改められた。これは「格技」としての武道の始まりから、31年経ってからである。この改訂により、今までは他のスポーツと同様に扱われていた武道が「諸

外国に誇れる我が国固有の文化」として、「歴史と伝統のもとに培われてきた武道の特性を生かした指導ができるよう」になったのである。さらにこの改訂により男女共修が図られることとなった。これは男女同一の教育課程を編成し、履修の男女差をなくすことで、「我が国の伝統的文化を尊重する態度を育成する」観点から、武道とダンスについて男女とも履修可能としたということが推察でき、韓国における「男女共修」とは異なり、教育的価値を持った「男女共修」と言えるのではないかと考えられる。さらに保健体育科の改善の基本方針において、武道については「伝統的な行動の仕方が重視される運動」と提示し、我が国固有の文化としての特性を生かした指導を行うことで、伝統文化の教育という側面が付与されたことも理解できる。以降、現在施行されている学習指導要領が公布されるまでの間、基本的内容は継続され、大きな変化は示されていない。

韓国における1992年改訂第6次教育課程の「テコンドー」の内容の中に「我が民族固有の伝統武芸」、「シルム」の中に「我が国固有の民族運動」という言葉が提示され、第4次教育課程からきえた「伝統武芸を通しての伝統文化教育」が再浮上した。それは第6次教育課程からは教育課程の「性格」を提示することになり、「体育科の性格」の中に「体育は身体活動を通じて運動能力を開発して、健康を増進させ豊かな人生を享有できる体育文化を継承、発展させる教科」と提示したこと、また「テコンドー」においては「礼儀正しい態度を強調して指導し、テコンドーに対する理解と関心を高めるようにする」と提示されたことから伝統文化教育」がより強調されたと考えられる。さらに1988年ソウルオリンピックにおいて「テコンドー」が公開競技として実施されたということからも、韓国国民の伝統武芸に対する関心がより高まっていったものと推察できる。

1997年改訂の第7次教育課程では1年生はテコンドーが必修、2年生はシルムが必修化されるなど、「伝統文化教育」により一層重きを置いたと考えることができる。

「テコンドー」の内容において新たに「武道精神」という言葉が提示された。しかし、教育課程、そして解説書には「武道精神」の説明が提示されていない。先行研究によると「テコンドーも、武道であるため、精神性が重要視されている。日本の剣道、柔道と同じく、「礼に始まり礼に終わる」武道の精神は、自分自身を戒め、謙虚な姿勢であることを教えている。特に韓国発祥の武道であるために、儒教の精神が根強く反映されており、目上の人に対しての礼儀や、先祖、両親などを大切に作る心が養われていく。」

<sup>34)</sup>と述べられており、儒教の精神が影響したということからも、これは韓国で生まれた「武道精神」の概念であり、日本とは異なるものであるといえよう。また「武道」という言葉は日本で生まれた言葉であるが、今では韓国でも頻繁に使われる言葉になっている。これは国技院(世界テコンドー本部)が、「テコンドーは単なる武術にとどまらず、武道とする」という文書を提示したことで、頻繁に使われるようになったのではないかと推察される。しかしこれにより、「伝統武芸」と「武道」が同一のものとして混同し

で使われているという懸念も伺われ今後の明確な仕分けがどの様に成されるかが、課題となるであろう。

韓国における 2007 年改訂の教育課程は、第 1 次教育課程から続いてきた「運動領域と種目中心の内容構成」ではなく、「身体活動価値中心」教育へと転換した。これは体育科では「運動技術」「スポーツ技術」が中心となっていた従前の教科内容から、「活動的な生活のためのライフスキル」を重視する方向に改訂され「身体活動の価値」を中心とした教育課程に転換されたのである(朴、2014)。この「身体活動の価値」として、「健康活動」「挑戦活動」「競争活動」「表現活動」「余暇活動」の五つの「身体活動領域」が提示され、闘技は「挑戦活動」に含まれる。闘技の内容は「シルム、テコンドー、剣道など」とし、これはあくまで例示されたものであり、必ずしもこれらの例示から選択する必要はなく、他の運動(闘技)も取り上げることが可能であることを意味する。韓国では健康増進のために、運動技能以外の多様な教育的側面も同時に重視し、運動やスポーツ活動を継続できるようにすることを目的として改訂が行われたということは教育課程解説書からも読み取れる。しかし「闘技」教育において、どの運動を取り扱うかは学校によって決められることとなり、これまで以上に指導内容が曖昧になり、各運動特性を生かした指導が行われなくなるのではないかと推察できる。

日本は、2008 年公布の中学校学習指導要領において「武道」が必修化された。これは、学習指導要領解説にもあるように、多くの領域の学習を十分させたうえで、その学習体験をもとに自ら探求したい運動を出来るように、指導内容の体系化が図られたのである。「武道」領域においては新たに、「伝統的な考え方」が提示された。この中学校学習指導要領には「伝統的な考え方」、そして「伝統的な行動の仕方」と、「伝統」という言葉を 2 種類の使われ方で提示されている。前者は「知識・思考・判断」と結びつき、後者は「態度」と結びつくと考えることができる。しかし、この「伝統的な考え方」「伝統的な行動の仕方」をどのように指導することで、学ぶことができるかという、具体的指導内容は提示されていない。武道を専門としてきた教師も多いとは言えず、授業の中でどれだけ「武道」の「伝統的な考え方」、そして「伝統的な行動の仕方」を学ぶことができるのか。今後の改訂に際しては、より具体的指導内容や指導方法の提示が必要であると言えよう。

## IV.まとめ

本研究は、日韓両国のナショナルカリキュラムに焦点を当て、異文化を持つ両国の武道教育や伝統武芸教育はどのような教育的価値を担ってきたのかを歴史的背景・変遷等を踏まえ把握し、それらを比較分析することで、双方の類似点や相違点を明らかにし以下の結果を得た。

1. 韓国では「闘技教育」を通じた伝統文化教育方針が、日本と比較し早期に打ち出され、「武道」の特性を踏まえた「伝統文化教育」としての日本の教育は16年の遅れをとった。
2. 韓国の「闘技」教育において、日本の武道である「柔道」は身体的発達とともに「勇気・自信・果敢性」という知的・情緒的発達面に教育的価値がある教材として第2次改定期には取り扱われた。
3. 韓国における「武道の精神」は、儒教の影響を受けた韓国独自の武道精神であることが分かった。
4. 日本は、2008年公布の「学習指導要領」において、指導内容の体系化が図られ、その実施内容がより明確化されたのに対し、韓国では「2007年教育課程」において「身体活動価値中心教育」という大括りの大要領の中に包括され、「闘技教育」としての特殊性を表に出すことがみられなくなった。
5. 日本における「武道教育」、そして韓国における「闘技教育」は共に、現在の教育カリキュラムにおいて伝統文化としての教育を推奨していることが分かった。

日本における戦後の武道教育は、GHQの指令に基づき、名称の廃止や武道の授業中止が余儀なくされた。その後、文部省や武道関係者が武道の持つ教育的価値を提示したことで、スポーツとして学校体育に復活した。そして、1989年公布時の中学校学習指導要領において「格技」から「武道」へと名称変更が成され、「武道の特性を生かした指導ができるようにする」とし、「伝統的な行動に留意する」という文章が提示されたことにより、「武道」は、他の運動領域とは異なる領域特有の、武道を通しての伝統文化の教育という側面が打ち出されたのである。

さらに2008年公布の中学校学習指導要領において「武道」は必修化となり、その内容において新たに、「伝統的な考え方」が提示され、「武道を通じて伝統的な考え方を理解し、伝統的な行動の仕方を守ろうとする態度を養う」が加えられ、「我が国固有の伝統文化」としての武道教育をより一層推奨するに至っている。

よって上述したことから、戦後の「武道」は、名称や目標ならびに内容が幾度か改変されつつも現在において、「我が国固有の運動文化」として継承され、その教育的価値は一層高くなっていると考えられる。

「武道」とは人が歩むべき「道」を示しており、戦闘技術ではない「心身の成長・健康増進・人間形成」のための教育的価値を持った我が国固有の運動文化といえる。そして武道の精神の中には、今日の日本人が手本とすべき生き方が示されており、その教育的価値を今日の武道教育の中に見出そうとしているのではないだろうか。

これに対し、韓国における闘技教育は第1次教育課程から提示された。当時は、柔道・シルムともに「技術を習得し試合をすること」のみにその内容が留められ、闘技教育に期待した教育的価値は見られなかった。第2次教育課程では、柔道・シルムともに、技術を習得し試合をするという目標は変わらないものの、柔道において、勇気と自信と果敢性の育成ができるとして、身体的発達のみならず知的・情緒的発達を期待した内容へと、闘技教育の改革が進んだと考えることができる。第3次教育課程にはあらたに「テコンドー」が提示され、初めて「伝統」という言葉が出現し、テコンドー・シルムともに「我が国固有の伝統的な競技」として指導し、「国民精神教育」を行うこととなり、この改定時より「伝統文化教育」を推奨することとなった。しかし、第4次教育課程では、「生涯スポーツ」という概念の提示に伴い、「生涯好んで実践できるスポーツの基本機能と素養を育てること」に力点を置くこととなり、この改訂時からは「伝統」や「文化」という名称も使われなくなり、闘技を通じての伝統文化教育が姿を消すこととなるが、第6次教育課程において再び伝統武芸を通しての「伝統文化教育」が浮上することになる。そして、体育は「体育文化を継承・発展」させる教科であり、テコンドーやシルムなどの伝統武芸への関心が高まったのである。第7次教育課程では、「闘技」を必修化し、「伝統武芸教育」により一層の重きを置いた。さらに伝統武芸を通じて「武道精神とそれに従った礼儀」を強調して指導することとした。しかし、2007年教育課程において、「活動的な生活のためのライフスキル」を重視する教科内容に転換されたことで「闘技」は「挑戦活動」の中に含まれることになった。「挑戦活動」は「活動は個人の目標を設定して体系的にそれを成就するために努力する絶え間ない自己修練の過程が強調される活動で、克己と積極性、自己調節、勇気等の徳目が重視されなければならない」とされていることから、「闘技」を通しての「伝統文化教育」ではなく、「挑戦活動」を通しての徳目教育のひとつとして位置づけられたのである。そして、身体活動の価値を中心とした教育課程に転換され、闘技の位置づけが曖昧となったことを考えた場合、今後、闘技における「伝統文化教育」という側面が失われるのではないかと危惧される場所である。

以上のことから、日本における中学校学習指導要領では、カリキュラムの改訂が幾度か行われても、「武道」の持つ教育的価値を常に提示し続けてきたのに対して、韓国においては、教育課程上に「テコンドー」が提示されると同時に「伝統文化教育」という側面を持った「闘技」教育が始まるものの、教育課程の改訂に伴い、「伝統武芸」を通じての「伝統文化教育」という「教育的価値」が、削除と再提示が繰り返し成されていることから日韓の教育課程の武道教育には異なった足跡があることが分かった。そして、

日本の武道精神の中には、今日の日本人が手本とすべき生き方が示されており、その教育的価値を現在の武道教育の中に見出そうとしていること、そして、隣国である韓国では、韓国発祥の「鬪技」としてのテコンドーには儒教の精神が現在も根強く残り、伝統文化教育としての鬪技全体にも広く受け継がれていることから、今後も末永く継承されて行くものと考えられる。



## 【引用文献】

- 1) 朴京眞・村田芳子(2013)日韓のナショナルカリキュラムにおけるダンスに関する内容の比較とその改訂の背景：日本の「2008年学習指導要領」と韓国の「2007年改訂教育課程」を対象に.体育学研究 58.pp.151-180
- 2) 本村清人(2007)学校武道の歴史.日本の武道.pp.55
- 3) 高久明雄(2008)保健体育「武道」必修化を批判する.社会主義.553号.pp.79-83
- 4) 中村民雄(1985)資料近代剣道史.pp.211-212
- 5) 青木新(2011)日本の学校教育における武道教育の変遷と問題点.早稲田大学教育学会紀要.第12号.pp.158-165
- 6) 교육부 「중학교교육과정」 (1955).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 7) 今村嘉雄(1981)武道から格技へ—その歴史的変遷—.学校体育.2月号.pp.56-61
- 8) 森山慎一・大橋道雄(1993)格技・武道における教育的価値に関する一考察.東京学芸大学紀要.第45号.pp.207-221
- 9) 4)
- 10) 교육부 「중학교교육과정」 (1963).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 11) 교육부 「중학교교육과정해설서」  
(1963).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 12) 4)
- 13) 교육부 「중학교교육과정」 (1973).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 14) 교육부 「중학교교육과정해설서」  
(1973).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 15) 4)
- 16) 本村清人(2007)「格技」から「武道」へ.日本の武道.pp.56
- 17) 교육부 「중학교교육과정」 (1981).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 18) 교육부 「중학교교육과정」 (1988).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 19) 4)
- 20) 교육부 「중학교교육과정」 (1992).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 21) 교육부 「중학교교육과정해설서」  
(1992).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 22) 교육부 「중학교교육과정」 (1997).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 23) 교육부 「중학교교육과정해설서」  
(1997).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>
- 24) 4)
- 25) 趙乃虹・永田靖章(1998)日本の体育学習指導要領の変遷に関する研究.愛知教育大学体育教室研究紀要 No.23.pp.1-9
- 26) 今関豊一・岡出美則・友添秀則(2008)平成20年改訂中学校教育課程講座保健体育.ぎょ

うせい.pp.30-37

27)吉原昌子(1999)改善の視点と実践に向けての課題.体育科教育.pp.41-43

28)교육부「중학교교육과정」(2007).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>

29)교육부「중학교교육과정해설서」

(2007).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>

30)朴京眞(2014)韓国における「身体活動の価値」を中心とした教育課程.体育科教育.9月号.pp.34-37

31) 4)

32)越智克昌・越智誠二・森由紀.中学校における武道の指導方法及び指導体制についての調査・研究. [www.esnet.ed.jp/center/kenkyu/uploads/h20/H20\\_1-2.pdf](http://www.esnet.ed.jp/center/kenkyu/uploads/h20/H20_1-2.pdf)

33)方住月・川西正志・山田理恵(2010)韓国における体育教育課程の変遷と社会的・政治的背景 - 中学校体育課程を中心に -.日本体育学会第 61 回大会.社会体育科分科会論文集.pp.102-107

34)유정석(2013). 중학생의 무도수련이 학교생활태도에 미치는 영향. 서원대학교 교육대학원.석사학위논문

### 【参考文献】

1)朴京眞・村田芳子(2013)日韓のナショナルカリキュラムにおけるダンスに関する内容の比較とその改訂の背景：日本の「2008年学習指導要領」と韓国の「2007年改訂教育課程」を対象に.体育学研究 58.pp.151-180

2)青木新(2011)日本の学校教育における武道教育の変遷と問題点.早稲田大学教育学会紀要.第 12 号.pp.158-165

3)文部科学省.教育内容の改善

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318465.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318465.htm)

4)朴京眞(2014)韓国における「身体活動の価値」を中心とした教育課程.体育科教育.9月号.pp.34-37

5)方住月・川西正志・山田理恵(2010)韓国における体育教育課程の変遷と社会的・政治的背景 - 中学校体育課程を中心に -.日本体育学会第 61 回大会.社会体育科分科会論文集.pp.102-107

6)趙乃虹・永田靖章(1998)日本の体育学習指導要領の変遷に関する研究.愛知教育大学体育教室研究紀要 No.23.pp.1-9

7)森山慎一・大橋道雄(1993)格技・武道における教育的価値に関する一考察.東京学芸大学紀要.第 45 号.pp.207-221

8)今村嘉雄(1981)武道から格技へ—その歴史的変遷—.学校体育.2月号.pp.56-61

9)교육부「중학교교육과정」(2007).<http://ncic.kice.re.kr/nation.dwn.ogf.inventoryList.do>

- 10) 團琢磨・趙頭鐘・李捷(1996)日本と韓国の学校体育の比較研究(1).研究収録.102号.pp.115-122
- 11) 유정석(2013). 중학생의 무도수련이 학교생활태도에 미치는 영향. 서원대학교 교육대학원. 석사학위논문
- 12) 佐々木邦彦. 韓国の学校体育. 笹川スポーツ財団. <http://www.ssf.or.jp/topics/external/>
- 13) 권재오(2005). 韓・日中等学校体育教育課程比較研究. 안동대학교 교육대학원. 석사논문
- 14) 山口満(2004). 体育科教育に関する日韓比較研究—大韓民国における初等学校の体育科教育を対象にして—. 在外教育施設における指導実践記録. 27号.pp.111-114
- 15) 本村清人(2008) 「伝統や文化」は「武道」でどう受け止めるのか. 体育科教育. 5月号.pp.24-27
- 16) 青沼裕之(2012) 現代武道の創造に向けて—武道教育をいかに実践するか. 体育科教育. 1月号.pp.40-43
- 17) 本村清人(2013) 武道の必修化を検証する. 体育科教育. 7月号.pp.22-25